〔重要な会計方針〕

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	２年～50年
構　築　物	２年～60年
車両運搬具	２年～５年
工具器具備品	２年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウエアについては、法人内における利用可能期間（２年～５年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

４．たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による低価法によっております。

５．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成29年３月末利回りを参考に、0.067％で計算しております。

６．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

〔重要な会計方針の変更〕

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、業務達成基準を採用しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ505,056,383円増加しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

〔注記事項〕

＜貸借対照表関係＞

１．引当外賞与見積額	108,704,852円
２．引当外退職給付引当金の見積額	1,287,924,905円

＜損益計算書関係＞

受託収入は、地方公共団体からの受託による金額を計上しております。

＜キャッシュ・フロー計算書関係＞

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	596,293,976円
資金の期末残高	596,293,976円

２．重要な非資金取引

該当ありません。

＜行政サービス実施コスト計算書関係＞

引当外退職給付増加見積額のうち、国又は地方公共団体からの出向職員（３名）に係る金額△719,000円が含まれています。

＜固定資産の減損に係る注記事項＞

１．減損を認識した固定資産に関する事項

該当ありません。

２．減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）に関する事項

該当ありません。

＜金融商品に関する注記＞

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、活動資金は事業収入及び運営費交付金等によりまかなっているため、資金調達はありません。

＜重要な債務負担行為＞

契　約　件　名	契約金額	備　考（支払残額）
給食センター改修工事	147,744,000円	※（88,668,000円）
合計	147,744,000円	

※前払い59,076,000円あり。

＜重要な後発事象＞

該当ありません。